サービス管理責任者等研修（基礎研修）Ｑ＆Ａ

○　県外から申請できますか？

→　県外からの申請も受け付けますが、申請数が定員を超えた場合は、県内からの申請を優先します。御了承の上、お申し込みください。

○　申請期日までに申請ができませんでした。締切後に申請できますか？

→　不可です。

○　電子申請後に実務経験調査書の提出ができていませんが受理されますか？

→　不可です。

電子申請と実務経験調査書の提出の両方が必要です。どちらか一方だけでは申請は受理できません。必ず期日までに郵送してください。また、未提出の場合でも、こちらからは連絡しませんので、御注意ください。

○　相談支援従事者初任者研修の講義部分（部分受講）が未受講ですが、申し込みは可能ですか？

→　不可です。今年度の県研修は終了しています。次年度以降に申請してください。

ただし、県外で修了している方は、８月３１日（月）までに修了証書の写しを郵送してください。

○　実務要件を満たしていない者でも受講できますか？

→　基礎研修は、実務要件に２年満たない段階から受講可能です。

ただし、相談支援従事者初任者研修の講義部分（部分受講）を受講済みである方に限ります。

○　演習受講日を希望できますか？

→　基本的に、事務局が指定した日に受講していただきます。

同一事業所から複数名受講決定する場合は、受講日が重ならないよう調整しますので、**実務経験調査書は必ず受講希望者全員分をまとめて郵送**してください。

○　同一事業所から複数申請する場合、同じメールアドレスで登録はできますか？

→　不可です。

同一事業所から複数名申請する場合は、メールアドレスが重ならないよう、必ず申請者ごとに別々のメールアドレスで申請してください。

○　申請後に申込完了通知が届きません。

→　メールアドレスが誤っている可能性、もしくは迷惑メール設定をされている可能性があります。再申請はせず、必ず川部みどり園まで連絡してください。

○　受講予定の者が急に受講できなくなった場合、他の者に変更できますか？

→　申請締切後はキャンセルのみ受け付けます。受講者の変更は一切受け付けません。

○　サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事したいのですが、どの研修を受講したら良いですか？

→　まずは「相談支援従事者初任者研修の講義部分（部分受講）」の受講、次に「サービス管理責任者等基礎研修」を受講してください。２つの研修を修了後、原則２年以上※の実務経験（OJT）を経て、「サービス管理責任者等実践研修」を受講してください。

上記３つの研修修了に加え、実務要件を満たした時点で従事できます。

※実務経験の期間は原則２年以上ですが、例外的に６か月以上の期間で受講可能となることがあります。
どちらの期間が適用になるのかについては、「参考_サービス管理責任者等研修制度の変更点のポイント」にある「①実践研修の受講に係る実務経験（OJT ）について（別添１、別添２）」の資料を各自で確認してください。

○　過去に分野別で旧のサービス管理責任者等研修を受講済みです。基礎研修を受講する必要はありますか？

→　受講の必要はありません。

修了した分野以外も含めて、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者それぞれの実務要件を満たせば、引き続き従事できます。

令和５年度末までに、「サービス管理責任者等更新研修」を修了できなかった場合は、一旦資格は失効しますが、「サービス管理責任者等実践研修」を修了すると、再度サービス管理責任者等として従事できます。

○　受講決定はいつ頃行われますか？

→　申請締切後、受講調整を行います。

受講の可否については、９月２５日（金）までに電子メールで通知します。

上記までに受講可否通知が届かない場合は、必ず事務局までご連絡ください。

○　修了証書が交付されないことはありますか？

→①～④の場合には修了証書を交付しません。

①申請に虚偽の申告をする、申請者とは別人が受講するなど、悪質なマナー違反があった場合
②事前課題の提出ができない、又は不備がある場合
③３０分以上の遅刻、早退、途中離席等がある場合
④「受講態度が不適切」と事務局が判断した場合